

## 下市町空き家活用推進事業利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町長は、下市町内の空き家の有効活用及び本町への移住定住を促進するため、金融機関等から融資を受けて空き家の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において下市町空き家活用推進事業利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については下市町補助金交付規則（平成20年4月1日施行。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (利子補給金対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 下市町空き家バンクに登録されている物件の所有者又は下市町空き家バンク利用登録者
- (2) 市区町村税を滞納していない者

### (利子補給の条件)

第3条 利子補給の算出において、その対象とする額は、空き家の改修工事を行うために金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した融資契約額のうち500万円以内とする。

- 2 利子補給率は、3%以内とする。
- 3 利子補給期間は、5年以内とする。

### (利子補給金額)

第4条 利子補給金額は、前条第1項の利子補給対象額を元利均等償還で返済するものとして、前条第2項の利子補給率及び実際の償還期間により本町が算出した額（千円未満は切り捨てた額とする。）とする。ただし、金融機関等からの借入利率が、前条第2項に定める利子補給率を下回るときは、金融機関等からの借入利率により算出するものとし、実際の利子支払額を上回らないものとする。

- 2 利子補給は1空き家物件につき、1件の借入分とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基準日現在において返済が滞っている場合は、利子補給金を給付しない。

### (利子補給金認定申請)

第5条 利子補給金を受けようとする申請者（以下「交付対象者」という。）は、金融機関の事前審査を受けた上で、下市町空き家活用推進事業利子補給金認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 空き家の改修工事に係る見積書の写し

- (2) 事前審査申込書及び返済シミュレーション等の写し
  - (3) 空き家バンク利用登録者については、当該物件にかかる賃貸契約書の写しもしくは売買契約書の写し
- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し利子補給金の交付を認定したときは、交付対象者に対して下市町空き家活用推進事業利子補給金認定（内示）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（利子補給金交付申請）

第6条 交付対象者は、空き家の改修工事が完了したときは、速やかに下市町空き家活用推進事業利子補給金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の改修工事に係る領収書及び内訳書の写し
  - (2) 空き家の改修工事後の写真
  - (3) 金銭消費貸借契約書の写し
  - (4) 償還予定表の写し
- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し利子補給することが適正と認めたときは、交付対象者に対して下市町空き家活用推進事業利子補給金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（利子補給金の交付請求等）

第7条 前条第2項による通知を受けた交付対象者は、下市町空き家活用推進事業利子補給金請求書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 償還予定表の写し（最新のもの）
  - (2) 支払利息証明書
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類については、交付対象者は第3条第3項に定める利子補給期間内の毎年度末に当該年度分を提出するものとし、当該融資金の第1回償還日の属する月から起算して最初の3月31日までの期間、または4月1日から翌3月31日までの12ヶ月を経過する毎に、町長に提出しなければならない。この場合、毎年3月31日現在の融資残高証明書または毎年度12ヶ月分の支払利息証明書でなければならない。
- 3 交付対象者は、利子補給期間が年度途中で完了したときも同様に、当該利子補給期間完了日の属する月の末日における前項の書類を町長に提出しなければならない。

（利子補給金の確定及び支払い等）

第8条 町長は、交付対象者から前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めた場合には、速やかに当該交付対象者が指定する口座に利子補給金を振り込むものとする。

(繰上償還等の報告)

- 第9条 交付対象者は、償還期間の途中において借入利率又は償還期間に変更があったとき又は金融機関等からの借入金の一部又は全部を繰上償還等したときは、第7条の規定による交付請求に先立ち、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定に基づく繰上償還等の報告を受けた場合には、その報告内容をもとに第6条に基づき交付決定した金額を精査し変更することができる。

(利子補給交付決定取消及び返還命令)

- 第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、利子補給金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 交付対象者の責に帰する事由により、金銭消費貸借契約を解除されたとき。
  - (3) 対象物件を利子補給金交付決定日から3年未満で取り壊したとき。
  - (4) 対象物件の下市町空き家バンクからの登録抹消を利子補給金交付決定日から3年未満で申し出たとき。  
ただし、売却、又は賃貸等の契約等が成立した場合はこの限りではない。
  - (5) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
  - (6) その他町長が不適当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づき利子補給金の交付決定を取り消したときは、交付対象者に対して、下市町空き家活用推進事業利子補給金交付決定取消及び利子補給金返還命令書（様式第6号）により、利子補給金の返還を命じることができる。
- 3 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに当該利子補給金を返還しなければならない。

(報告及び調査)

- 第11条 町長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め又は調査することができる。

(委任)

- 第12条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は平成28年 5月24日から施行する。